

しょう しゃふくし 障がい者福祉のしおり



(令和8年3月更新)

なんじょう し
南城市 生きがい推進課

身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則 別表第5号)

障害種別		級別	障害程度	
視覚障害		1級	両目の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。)の和が0.01以下のもの	
		2級	1 両目の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上のもの	
		3級	1 両目の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの	
		4級	1 両目の視力の和が0.09以上0.12以下のもの 2 両目の視野がそれぞれ10度以内のもの	
		5級	1 両目の視力の和が0.13以上0.2以下のもの 2 両目による視野の2分の1以上が欠けているもの	
		6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両目の視力の和が0.2を超えるもの	
		聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2級
3級	両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)			
4級	1 両耳の聴力レベルが80デジベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の裁量の語音明瞭度が50%以下のもの			
6級	1 両耳の聴力レベルが70デジベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デジベル以上他側耳の聴力レベルが50デジベル以上のもの			
平衡機能障害	3級		平衡機能の極めて著しい障害	
	5級		平衡機能の著しい障害	
音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害			3級	音声機能言語機能又はそしやく機能の喪失
		4級	音声機能言語機能又はそしやく機能の著しい喪失	
肢体不自由	上肢	1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢の手関節以上で欠くもの	
		2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	
		3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
		4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	
		5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	
		6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	
		7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	
		下肢	1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの
			2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの
			3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を太腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
			4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
			5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
			6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
			7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

障害種別		級別	障害程度
肢体不自由	体幹	1級	体幹の機能の障害により座っていることもできないもの
		2級	1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
		3級	体幹の機能の障害により歩行が困難なもの
		5級	体幹の機能の著しい障害
	上肢機能	1級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの
		2級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの
		3級	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの
		4級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
		5級	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		6級	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの
		7級	上肢に不随意運動・失調等を有するもの
	移動機能	1級	不随意運動・失調等により歩行が困難なもの
		2級	不随意運動・失調等により歩行が困難なものの極度に制限されるもの
		3級	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活動作に制限されるもの
		4級	不随意運動・失調等により社会での日常生活動作が著しく制限されるもの
		5級	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
		6級	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
		7級	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
若しくは心臓・じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝機能障害	心臓機能障害	1級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活動作が極度に制限されるもの
		3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの
		4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん臓機能障害	1級	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活動作が極度に制限されるもの
		3級	じん臓の機能障害により家庭内での日常生活動作が著しく制限されるもの
		4級	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼吸器機能障害	1級	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸機能障害	1級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	小腸の機能障害	1級	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
		4級	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
		2級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
		3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
		4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
	肝臓機能障害	1級	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
		2級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
		3級	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
		4級	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

- 1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級以上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動しようがいを含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、太腿において坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

療育手帳用知的障害者総合判定基準表

区分		内容
最 重 度 「A 1」		プロフィールがおおむね「最重度」程度に該当し、又は各種診断の結果、最重度の処遇が必要とされ、知能測定値が35以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級に該当するものであって、日常生活において常時介護を必要とするもの。
重 度 「A 2」		プロフィールがおおむね「重度」程度に該当し、又は各種診断の結果、重度の処遇が必要とされ、知能測定値が50以下で合併障害として身体障害者福祉法に基づく障害の程度が1級又は2級又は、3級に該当するものであって、日常生活において常時介護を必要とするもの。
中 度 「B 1」		プロフィールがおおむね「中度」程度に該当し、各種診断の結果、中度の処遇が必要とされるもの。
軽 度 「B 2」		プロフィールがおおむね「軽度」程度に該当し、各種診断の結果、軽度の処遇が必要とされるもの。
そ の 他	程度不明	プロフィールの程度が判然とせず、各種診断の結果でも、必要とする処遇の程度がはっきりしないもの。
	非 該 当	前各号に該当しないもの。
備 考		
総合判定のプロフィールに基づき、被判定者の年齢を十分考慮し、判断すること		

※日常生活能力の状態、健康状態、読み、書き、計算の力、IQ等を統合して判定する。

精神障害者保健福祉手帳障害等級表

区分	内容
1 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
2 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。
3 級	日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

※障害等級の判定にあたっては、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力の状態の両面から総合的に判定を行うものとする。



なんじょうしやくしよ
南 城市役所

そうだんし えんじぎょうしよ
相談支援事業所
(計画相談支援事業所)



福祉サービス
を
利用したい

※このように、それぞれの流れがあるので、**家族や本人の協力なしではすめられない**こともたくさんあります。
時間も **2～3か月**の余裕をもっておく
といいと思います。

しやくしよ い すいしんか
『市役所 生きがい推進課』
TEL098-917-5341

とくていしんてい そうだんし えんじぎょうしよ
特定指定相談支援事業所へ行く。(計画相談
支援事業所)

『サービス等作成依頼書』を発行
とうさくせいらいしよ

サービス等利用計画作成依頼
とうり ようけいかくさくせいらいし

くぶんちょうさ しんさかい
区分調査・審査会

サービス等利用計画(案)作成依頼

しょうがいし えんくぶんけってい
障害支援区分決定(区分 1～6)

サービス等利用計画(書)作成

じゅきゅうしゃしよ はっこう
受給者証の発行

たんとうしゃかいぎ
担当者会議

(事業所・本人・家族など)

各市町村が行うこと
かくしちやうぞん

サービスの利用開始
りようかいし

計画相談支援事業所が行うこと
けいかくそうだんし えんじぎょうしよ

しょうがいしゃてちょう
◎障害者手帳



障害者手帳の種類	内容	必要なもの	お問合せ先
しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	身体に障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。手帳は、申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。	・申請書 ・県知事の指定する医師が記載した診断書(意見書) ・印鑑(みとめ印可)—— ・顔写真 1枚(たて4cm×よこ3cm) ・個人番号がわかるもの ・窓口に来る方の身分証明書(写真付)	い すいしんか 生きがい推進課 しょう ふくしかかり (障がい福祉係) 1階 6番窓口 TEL098-917-5341
りょういくてちょう 療育手帳	知的障がいのある人が、さまざまな支援を受けやすくするために交付されます。手帳は、申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。	・申請書 ・印鑑(認印可)—— ・顔写真 1枚(たて4cm×よこ3cm) ・個人番号がわかるもの	
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある人に交付されます。手帳は申請してから沖縄県の審査・認定を経て、約2～3ヶ月で交付されます。	・申請書 ・診断書(初診から6か月以上経過したもの)または、障害年金証書 ・印鑑(認印可)—— ・顔写真 1枚(たて4cm×よこ3cm) ・個人番号がわかるもの	

しょうがいふくしサービス ほうもん
◎障害福祉サービス(訪問系)

訪問系サービス ほうもんけい	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	きょたくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	○	○	○	1以上	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。(身体介護・家事援助・通院介助)
	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	介護給付	○	○	○	4以上の一部	重度の肢体不自由者その他の障害者であって、常時介護を必要とする者に対して、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の移動支援や介護を総合的にを行います。
	どうこうえんご 同行援護	介護給付	○	—	—	アセスメント票にて判断	視覚障害により、移動に著しい困難を有する者が外出する際の必要な情報支援、移動援護等の支援を行います。
	こうどうえんご 行動援護	介護給付	—	○	○	3以上の一部	知的障害や精神障害により、行動に著しい困難を有する者が行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出支援を行います。
	たんきにゅうしょ 短期入所 (ショートステイ)	介護給付	○	○	○	1以上	自宅で介護する家族等が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



しょうがいふくしサービス きょじゅうけい
◎障害福祉サービス（居住系）

きょじゅうけい 居住系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	訓練等給付	○	○	○	—	施設を利用していた障がいのある人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。
	きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助 (グループホーム)	訓練等給付	○	○	○	—	共同で生活する住居において、夜間や休日の相談や日常生活上の支援を行います。
	しせつにゆうしょえん 施設入所支援	介護給付	○	○	○	3または4以上通所困難な方	施設に入所する者に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の支援を行います。



しょうがいふくしサービス にっちゅうかつどう つうしょ
◎障害福祉サービス（日中活動・通所）

にっちゅうかつどう 日中活動系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	りょうようかいご 療養介護	介護給付	○	△	△	5または6	長期に入院し、医療と常時介護を必要とする者に対して、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医療管理下での介護及び日常生活上の世話を行います。
	せいかつかいご 生活介護	介護給付	○	○	○	2または3以上	常に介護を必要とする者に対して、日中、施設内での入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

※障害支援区分に達しない場合が多いため「△」と表記

しょうがいふくしサービス（訓練・就労系）



日中活動系サービス	サービス	給付種類	身体	知的	精神	障害支援区分	内容
	しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	訓練等給付	○	○	○	—	日中活動サービスを利用している者に一定期間、夜間の居住の場を提供し、帰宅後に生活能力の維持・訓練を実施または昼夜の訓練を実施します。
	自立訓練 (機能訓練) きのうくんれん	訓練等給付	○	○	○	—	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練) せいかつくんれん	訓練等給付	○	○	○	—	
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	訓練等給付	○	○	○	—	一般企業等への就労を希望する者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び技能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)＝雇用型 Aがたしゅうろうくんれん	訓練等給付	○	○	○	—	一般企業等での就労が困難な者に対して、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)＝非雇用型 Bがたしゅうろうくんれん	訓練等給付				—	
	しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	訓練等給付	○	○	○	—	一般就労へ移行した障がいのある人が就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	訓練等給付	○	○	○	—	障害のある方が自分に合った働き方や就労先を選択できるよう、就労に関するアセスメントや就労体験の機会を提供するサービスです。

しょうがいふくしサービス（相談）
◎ 障害福祉サービス（相談）



7

	サービス	内容
ちいきそうだんしえん 地域相談支援	ちいきこうしえん 地域移行支援	施設入所障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の支援を行います。
	ちいきていやくしえん 地域定着支援	居宅において単身で生活する障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態に対応した相談、その他の支援を行います。
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	りょうしえん サービス利用支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用申請前にサービスなどの利用計画案を作成し、支給決定後に、事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス利用計画を作成します。
	けいぞく りょうしえん 継続サービス利用支援	支給決定された障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整を行います。
しょうがいじしえんりょうえんじょ 障害児相談支援	しょうがいじしえんりょうえんじょ 障害児支援利用援助	障害児通所支援の利用申請前に障害児通所利用計画案を作成し、支給決定後に、事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児通所支援利用計画を作成します。
	けいぞくしょうがいじしえんりょうえんじょ 継続障害児支援利用援助	支給決定された障害児通所支援の利用状況の検証（モニタリング）を行い、事業者等との連絡調整を行います。

しょうがいじつうしょしえん さいみまん
 ◎障害児通所支援（18歳未満）

	サービス	内容
通所支援 つうしよしえん	じどうはったつしえん 児童発達支援	療育が必要とされる児童に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	きょたくがたほうもんじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。
	いりょうがたじどうはったつしえん 医療型児童発達支援	療育が必要とされる肢体不自由児に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
	ほうかごとう 放課後等デイサービス	学校に就学している児童に対して、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進をはかるサービスを行います。
	ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	保育所その他の施設に通う児童に対して、児童発達支援センター職員がその施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援のためのサービスを行います。
入所支援 にゅうしよしえん	ふくしがた・いりょうがた 福祉型・医療型 障害児入所支援	障がいのある児童を施設に入所させて保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身につけるための支援をします。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスにあわせて治療を行う「医療型」があります。障がいのある児童の入所サービスについては、児童相談所が窓口になります。

ちいきせいかつしえんじぎょう
 ◎地域生活支援事業



サービス	給付種類	身体	知的	精神	内容
いどうしえん 移動支援サービス	ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業	○	○	○	社会生活上、余暇活動のための外出の際の移動支援を行います。
にっちゅういちじしえん 日中一時支援サービス		○	○	○	障がい者、障がい児を一時的に預かり、その者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための訓練などを行います。
いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業		○	-	-	手話通訳等の方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。

サービスを利用したときの利用者負担

所得を判断する
ときの世帯の範囲

- 18 歳以上の障がい者（施設に入所する 18,19 歳を除く）：障がい者本人とその配偶者
- 障がい児（施設に入所する 18,19 歳を含む）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

◎障がい者の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般 1	市町村民税課税世帯の人（所得割16万未満） ●入所施設利用者（20歳以上）およびグループホーム利用者を除く	9,300円
一般 2	上記以外の人	37,200円

※入所施設利用者（20 歳以上）およびグループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合「一般 2」になります。

◎障がい児の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般 1	市町村民税課税世帯の人（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合 4,600円
		入所施設利用の場合 9,300円
一般 2	上記以外の人	37,200円

◎補装具の利用者負担

区分	世帯の収入状況	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般	市町村民税課税世帯の人	37,200円

※一般の区分で所得割 46 万円以上の人がいる場合、補装具にかかる費用は全額自己負担となります。

特別障害者手当

＜対象者＞	20 歳以上で極めて重度の障害があり、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の方（おおむね身障手帳 1 級、2 級、療育手帳 A 程度の障害が	
＜支給制限＞	次のいずれかにあたる方は受給できません。 ① 施設に入所している。 ② 病院に 3 か月以上継続して入院している。 ③ 障害者本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている。	
＜支給方法＞	年 4 回 （2 月、5 月、8 月、11 月）に 3 か月分ずつ本人の預金口座に振り込まれます。	
＜新規申請＞ ※窓口で記入する書類 1、「特別障害者手当認定請求書」 2、所得状況届 3、同意書 4、口座申込申請書	1. 認定診断書（障害部位により様式が異なります。） ※2 ヶ月以内に発行されたもの（提出月から前後 1 カ月） ※身体障害者福祉法に規定する指定医師（障害・病状に係る専門医に限る。） 2. 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方） 3. 障害年金、遺族年金、恩給等の受給額が確認できるお通帳や振込通知書等（令和 年 1～12 月分） 4. お通帳（ご本人の名義） 5. 認印（本人及び世帯員、窓口申請者それぞれ） 6. 個人番号（本人、配偶者、扶養義務者それぞれ） 7. 本人及び世帯員は税の申告を済ませておくこと（所得確認を行います。） ※前年 1 月 2 日以降に転入された方は、全市町村にて同一生計家族全員分の所得（課税）証明書の取得が必要な場合がありますので事前に担当へお問い合わせください。	
＜再認定申請＞ ※障害児福祉手当も同様	1. 認定診断書（発行日から 3 ヶ月以内） 2. 身体・療育・精神手帳（写し）（保持者のみ）	
＜現況届＞ ※障害児福祉手当も同様	1. 現況届 2. 年金・恩給等の受給額確認書類（写し） 3. 同意書	
認定診断書の種類	1, 視覚 2, 聴覚 3, 肢体 4, じん臓 5, 結核・換気機能 6, 心臓 7, 平衡機能障害 8, 肝臓 9, 血液 10, 精神 11, 音声・言語 12, そしゃく ※視覚・聴覚障害についてのみの障害では申請できません	

— 特別障害者手当について —

「特別障害者手当」は、20 歳以上で精神または身体に障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の方に手当を支給する制度です。

対象者

在宅の障害者（20 歳以上）で極めて重度の障害があり、次の **障害の程度** に該当する方。

障害の程度

1. ①～⑦の障害が2つ以上重複する方
2. 1の障害と同程度以上と認められる程度の方

① 視力

- ・視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
- ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和
がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ、両眼中心視野
視認点数が20点以下のもの

② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上の方

③ 両上肢の機能に著しい障害がある方または両上肢すべての指を欠く方、もしくは両上肢すべての指の機能に著しい障害がある方

④ 両下肢の機能に著しい障害がある方または両下肢の足関節以上を欠く方

⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害がある方

⑥ 上に掲げているもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が上と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が極度に制限されている方

⑦ 精神の障害で、上と同程度以上と認められる程度の方



障害児福祉手当

対象者	20 歳未満で重度の障害があり、日常生活に常時の介護を必要とする在宅の方（おおむね身障手帳 1 級、2 級、療育手帳 A の一部、あるいは、極めて重度な精神障害、内部疾患、難病の方など）に支給します。
支給制限	次のいずれかにあたる方は受給できません。 ① 施設に入所している。 ② 障害を理由とする公的年金を受給している。 ③ 障害児本人またはその扶養者の所得が一定額を超えている。
支給方法	年 4 回 （2 月、5 月、8 月、11 月）に 3 か月分ずつ本人の預金口座に振り込まれます。
申請手続きに必要なもの	1. 認定診断書（障害部位により様式が異なります。） ※2 ヶ月以内に発行されたもの（提出月から前後 1 カ月） ※身体障害者福祉法に規定する指定医師（障害・病状に係る専門医に限る。） 2. 身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方） 3. お通帳（ご本人名義） 4. 認印（本人及び世帯員、窓口申請者それぞれ） 5. 個人番号（本人・扶養義務者それぞれ） 6. 本人及び世帯員は税の申告を済ませておくこと（所得確認を行います。） ※前年 1 月 2 日以降に転入された方は、全市町村にて同一生計家族全員の所得（課税）証明書の取得が必要な場合がありますので事前に担当へお問い合わせください。
認定診断書の種類	1, 視覚 2, 聴覚 3, 肢体 4, じん臓 5, 心臓 6, 結核・換気機能 7, 肝臓 8, 血液 9, 精神 ※児童は視覚・聴覚障害単一で該当する可能性もあります。 （者は対象外となります）

－ 障害児福祉手当について －

「障害児福祉手当」は、20 歳未満で精神または身体に障害があるため、日常生活において常に介護を必要とする在宅の障害児に手当を支給する制度です。

対象者

在宅の障害児（20 歳未満）で重度の障害があり、下のいずれかに該当する方。

① 視力

●視力障害がある場合

⇒視力の良い方の眼の視力が 0.02 以下のもの

●視力障害と視野障害がある場合

⇒視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力

が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの

※以下については「両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの」と同等とします。

- ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 100 点以下のもの
- ・自動視野計による測定の結果、両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの



② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できない程度の方

③ 両上肢の機能に著しい障害がある方

④ 両上肢すべての指を欠く方

⑤ 両下肢の機能障害で起立歩行ができない程度の障害がある方

⑥ 両大腿を二分の一以上失った方

⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害がある方

⑧ 上に掲げるもののほか、身体機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が上と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が極度に制限されている方

⑨ 精神の障害で、上と同程度以上と認められる程度の方

⑩ 身体機能の障害もしくは病状又は精神の障害が重複し、その状態が上と同程度以上と認められる程度の方

【 基本的事項 】 ※手当額は年度によって異なります。

者（20 歳以上） …特別障害者手当

→令和 8 年度手当額 ￥ 3 0 , 4 5 0

児童（20 歳未満）…障害児福祉手当 ※18 歳ではないので要注意！

→令和 8 年度手当額 ￥ 1 6 , 5 6 0

- 提出された認定診断書による嘱託医の認定が必須。
- 障害者手帳所持は必須要件ではないが、手帳同時申請を勧める。
- 障害状態が固定しているとみなされれば、1 歳などの児童でも認められる可能性がある。
- 児童は発達障害でも問題行動があれば認められるケースが多く、比較的認定されやすいが、者は常に誰かの介助を得て生活をしているレベルでなければ難しい。
※大人の場合は、寝たきりや常に誰かの介護を受けて生活しているレベルの方が対象者

<受付時確認事項>

- ①障害者手帳の有無(必須ではない)
- ②障害内容（どのような診断を受けているかそれによって渡す認定診断書が違ってくる）
- ③日常生活における自立度（どんな介助が必要か、どんな問題行動があるか）
- ④申請したら必ず認定されるものではなく、提出された診断書によって認定か却下になる

●相談時配布書類

- ①特別障害者手当等申請時必要書類（金額、必要書類説明）
- ②該当障害の診断書様式

※様式等は、ブルーのファイル「特別障害者手当関係書類」「障害児福祉手当関係書類」入っている。

●申込時徴求書類

- ①診断書 ②手帳コピー ③障害年金等の受給額確認書類コピー ④振込先通帳表紙コピー(本人名義に限る) ⑤認印、マイナンバー（本人、世帯員、扶養義務者）⑥認定請求書 ⑦所得状況届 ⑧口座振込申請書 ⑨同意書

自立支援医療には上限があります

自立支援医療に おける世帯の範囲

- 実際に医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。違う医療保険では別世帯とあつかわれます。

◎所得による上限

世帯の所得に応じた区分があり、それぞれに患者負担の上限額が定められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で障害者の年収が80万9千円以下	2,500円
低所得 2	市町村民税非課税世帯で低所得 1 以外	5,000円
中間所得層 (重度かつ継続)	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が235,000円未満	10,000円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が235,000円以上	自立支援医療費 支給の対象外

◎高額治療継続者の上限（重度かつ継続）

市町村民税課税世帯であっても、高額な医療費の負担が継続する場合は、高額治療継続者として「◎所得による上限」とは別に上限額が決められています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
中間所得層 1	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が33,000円未満	5,000円
中間所得層 2	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）が 33,000円以上235,000円未満	10,000円
一定所得以上	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が235,000円以上	20,000円

◎育成医療の経過措置

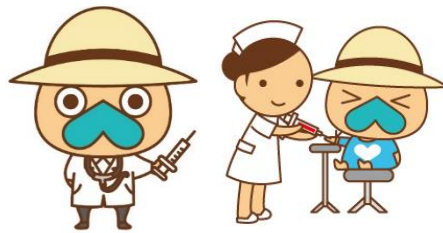
18歳未満の障がいのある児童の育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどをふまえ、患者負担が急に増えたりしないよう「◎所得による上限」や「高額治療継続者の上限」とは別に上限額がきめられています。

区分	対象となる世帯	上限額（月額）
中間所得層 1	市町村民税課税世帯で 市町村民税（所得割）が33,000円未満	5,000円
中間所得層 2	市町村民税課税世帯で市町村民税（所得割）が 33,000円以上235,000円未満	10,000円

補装具自己負担額

生活保護世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	上限額37,200円と1割低い方
	所得割額46万円以上	補装具費の支給対象外で全額自己負担

かくしゅじょせいせいど
◎各種助成制度
いりょうひじょせいせいど
(医療費助成制度)



医療費助成制度	内容	お問合せ
じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳の障害程度が1級・2級もしくは療育手帳等級がA1・A2の方で、所得要件を満たす方の医療費(医療保険適用範囲内)を助成。 《助成範囲》 医療費(医療保険適用範囲内)の全額、入院時の食事療養費の半額	い すいしんか 生きがい推進課 (障がい福祉係) Tel098-917-5341
こうせいりりょう・いくせいりりょう 更生医療・育成医療 (自立支援医療)	手術や透析・免疫療法等で日常生活能力を回復・獲得するための医療について、医療費の負担が軽減されます。 《自己負担額》 原則1割負担	
せいしんつういんりりょうひじょせい 精神通院医療費助成 (自立支援医療)	精神疾患により、通院による精神医療を続ける必要がある方の医療費を助成します。児童の発達障害等による通院も対象です。	
こうきこうれいしゃいりょうひせいど 後期高齢者医療制度への 早期移行	65歳～74歳の方で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度へ早期に移行することができます。	こくほねんきんか 国保年金課 Tel098-917-5327
なんびょう・しょうにまんせいとくていしつべい 難病・小児慢性特定疾病 医療費助成制度	対象となる疾病の治療を受ける時、医療費の負担が軽減されます。	なんぶほけんじよ 南部保健所 Tel098-889-6945

ほ そうぐ じゅうたくかいしゅう じょせいせいど
◎ (補装具・住宅改修の助成制度など)

医療費助成制度	内容	お問合せ	備考
ほそうぐ 補装具の給付	「補装具」とは、障害により失われた身体の各部分や機能を補うために、日常生活等をしやすくするためのもので、購入前の事前申請により必要性が認められると、原則として基準額の1割の自己負担で、補装具の購入または修理が行えます。	い すいしんか 生きがい推進課 (障がい福祉係) 1階 6番窓口 Tel098-917-5341	《主な補装具》 義肢、装具、座位保持装置、車椅子、歩行器、補聴器、眼鏡、義眼、歩行補助つえ、重度障害者用医師伝達装置など
けいど・ちゅうどなんちようじほちようき 軽度・中等度難聴児補聴器 購入費等助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入・修理に要する経費の一部を助成します。購入前の事前申請により必要性が認められると、原則として基準額の3分の1の自己負担で補聴器の購入または修理が行えます。		
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具の給付	「日常生活用具」とは、在宅の身体障害者・児や知的障害・児、難病患者に対し日常生活の便宜を図るために交付される用具であり、購入前の事前申請により必要性が認められると、還俗として基準額の1割の自己負担で購入ができます。		《主な日常生活用具》 介護ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練イス、各種入浴補助用品、温水洗浄便座、簡易トイレ、便座、つえ、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機など
じゅうたくかいしゅうひ 住宅改修費の助成	障害に伴う住環境の改善が必要な方に対し、工事実施前の事前申請による審査の上、必要性が認められると、工事費の助成が受けられます。 《自己負担》 原則として「基準額の1割」及び「基準額超過額」/限度額:20万円		《対象工事》 手すりの取付、床段差の解消、転倒や移動円滑化のための床材の変更、引き戸等への扉の取替、様式便座等への取替
じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひ 自動車運転免許取得費 自動車改造・購入費助成 じどうしゃかいぞう・こうにゅうじょせい	障害のある方の免許取得費用や、本人または介護者が運送する障害者用車両の購入・改造費の一部を助成します。※事前申請に限りです。 《助成額》 対象となる費用の3分の2以内 (限度額:10万円)		《対象者》 ・自動車運転免許取得費助成: 身体障害者手帳1・2級 ・本人運転用自動車改造・購入費助成: 上肢機能障害1～3級、下肢機能障害1～4級、体幹機能障害1～3級 ・介護用自動車改造・購入費助成: 下肢または移動機能障害1～2級、体幹機能障害1～3級。車イスを利用しなければ外出困難と認めた障害者手帳所持者。
かくしゅ 各種サービス給付	障害のある方とその家族が必要とする、様々なサービスを利用することができます。 《自己負担》 サービスにかかる費用の原則1割		《主なサービス》 ホームヘルパーの派遣。外出・行動時の支援。昼間の活動の支援。短期間の施設への入所。施設への入所。医療機関への入所。グループホームへの入所。身体機能・生活能力向上のための支援。就労の支援。地域生活の支援。児童の発達支援。児童の放課後等デイサービス。保育所等への訪問支援。
こうかくしょうがいしゃふくし 高額障害福祉 サービス等給付	障害福祉サービス、補装具、介護保険の複数利用等で1ヶ月あたりの世帯の利用者負担額の合計が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。また、障害福祉サービスを利用した後、65歳で介護保険へ移行した方へは、介護保険の負担金額が給付されます。		※申請の際には、各制度で利用した金額がわかる領収書等を提出が必要です。

◎各種手当・年金・扶養共済制度

年金	内容	お問合せ先	備考
しょうがいきそねんきん 障害基礎年金	病気やケガで障がいを受け、その初診日が国民年金の被保険者期間中であって、障がい程度が障がい等級に該当する場合に支給されます。	こほねんきんか 国保年金課 098-917-5327	※一定期間の保険料納付が要件です。 ※20歳になる前に病気やケガをして障がいを受け、障がい程度が障がい等級に該当する場合、20歳以降に支給されます。ただし、所得による制限があります。
しょうがいこうせいねんきん・しょうがいきようさいねんきん 障害厚生年金・障害共済年金	病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合、その程度に応じて障害厚生年金・障害共済年金が支給されます。	にほんねんきんきこう 日本年金機構または 各共済組合 かくきようさいくみあい	※各年金事務所や各共済組合にお問合せください。
とくべつしょうがいしゃであて 特別障害者手当 障害児福祉手当 しょうがいこどもふしてであて	在宅の重度心身障がい者で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。ただし、所得による制限があります。	い 生きがい推進課 TEL098-917-5341	※障がい程度の詳細については担当課までお問合せ下さい。
じどうふようであて 児童扶養手当	18歳までの児童を扶養する父母のいずれかに障害があり、一定の要件に該当する方に手当が支給されます。	そうだんか こども相談課 TEL098-917-5343	※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで支給。
とくべつじどうふようであて 特別児童扶養手当	心身に障害のある20歳未満の児童を養育している方に対して手当が支給されます。		

◎税金・公共料金などの減免

税金種類	内容	お問合せ先
しよとくぜい・じゅうみんぜい 所得税・住民税 (国税)・(市・県民税)	納税者に障害がある場合や扶養親族(配偶者を含む)に障害のある人がいる場合は、所得金額から一定額が控除されます。	ぜいむか 住民税:南城市役所 税務課 TEL098-917-5328 所得税:国税相談専門ダイヤル TEL0570-00-5901
じどうしゃぜい・かんきようせいのうわり 自動車税・環境性能割	障害のある方が所有する自動車や、障害のある方のために使用される(通学・通所・通院等)自動車で、一定の要件を満たす場合に自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税がが減免されます。 ※軽自動車税については、毎年5月頃に発送される納付書が届いてから納付期限までに申請が必要です。 《手帳要件》身体:障害種別により異なる/療育:A1・A2/精神:1級	ぜいむか 軽自動車税:南城市役所 税務課 TEL098-917-5328 自動車税(種別・環境性能割) :沖縄県税コールセンター TEL098-943-5021
ぞうよぜい 贈与税	特定障害者の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったとき、贈与税の控除が受けられる場合があります。	こくぜいせんもん 国税相談専門ダイヤル TEL0570-00-5901
こじんじぎょうぜい 個人事業税	両目の視力が0.06以下の方で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の事業を行っている方は事業税が非課税になります。	おきなわけんぜい 沖縄県税コールセンター TEL098-943-5021
しょうがくちようひかぜいせいで 少額貯蓄非課税制度 (マル優)	預貯金等の利子が元金350万円を限度として非課税になります。	かくきんゆうきかん 各金融機関

◎（高速・公共交通機関割引）



各種交通の種類	内容	必要なもの	お問合せ先
ゆうりょうどうろ わりびき 有料道路の割引	日常生活（通勤・通学・通院等）において、有料道路を利用する場合に、事前に登録することで 料金が半額 になります。 ※精神保健福祉手帳は対象外です。	・身体障害者手帳または療育手帳 ・割引を受ける車両の車検証 ・自動車車検証記録事項 ・運転免許証（本人が運転する場合） ・障がい者ご本人名義のETCカード	い すいしんか 生きがい推進課 Tel.098-917-5341
えぬばす うんちんしえんじぎょう Nバス運賃支援事業	市内に住所を有する65歳以上の方ならびに障がい者手帳をお持ちの方を対象に、市内線バス（Nバス）の運賃無償化を行う。 【実施期間】 令和5年6月1日～令和8年3月31日まで	・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など） ・その他（障害者手帳）	
こうきょうこうつうきかん 公共交通機関の割引	公共交通機関利用時やチケットの購入時等に、障害者手帳を提示することで割引を受けることができます。手帳の種類や各事業者の取り決めによって、割引が適用されない場合があります。	・障害者手帳 バス：50% ゆいれール：50% タクシー：10% 船・フェリー：50% 飛行機：会社別	かくじぎょうしゃ 各事業者
ちゅうしゃきんしじょがいしていしゃ 駐車禁止除外指定者の指定	身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な者が使用中の自動車が、公安委員会から「駐車禁止除外指定」を受けている場合、道路標識等で駐車が禁止されている場所等でも、他の交通の妨げとならない限り駐車することができます。	・管轄警察署にお問合せください	よなばるけいさつしょ 与那原警察署 Tel.098-945-0110

◎その他の割引・減免

割引・減免	内容	必要なもの	お問合せ先
しせつしやうりょう 施設使用料等の割引	手帳を提示することで、公共施設や映画館・観光施設等で割引を受けることができます。	・障害者手帳	かくしせつ 各施設
じゅしんりょう げんめん NHK受診料の減免	障がいのある方を対象に全額免除と半額免除の2種類の免除制度があります。 【全額免除】世帯全員が住民税非課税 【半額免除】障害のある方が世帯主かつ重度の心身障害者（身体：1・2級 療育A1・A2 精神1級）または視覚、聴覚障害者	・障害者手帳 ・印鑑（認印）	い すいしんか 生きがい推進課 Tel.098-917-5341 NHKふれあいセンター Tel.0570-077077
ほいくりょう げんめん 保育料の減免	世帯に障害がある方がいる場合、保育料の減免が受けられます。	・こども保育課までお問合せください。	ほいくか こども保育課 Tel.098-917-5343
けいたいでんわりょうきん 携帯電話料金の割引	基本使用料や各種サービスの割引が受けられます。（一部の会社のみ対応）	・各携帯電話会社にお問合せください。	かくけいたいでんわがいしいや 各携帯電話会社

◎その他

優遇・共済	内容	お問合せ先
こうきょうじゆうたく ゆうせんにゆうきよ 公営住宅への優先入居	県営住宅に申し込んだ際、一般より当選率が優遇されます。 2011	おきなわけんじゆうたくきょうきゆうこうしゃ 沖縄県住宅供給公社 098-917-2206
ふくしていきよきん 福祉定期預金	障害年金や特別障害者手当等の受給者に対して、利息が通常より優遇される定期預金があります。	かくきんゆうきかん 各金融機関
しんしんしょうがいしゃふようきよさいせいど 心身障害者扶養共済制度	障害のある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者がお亡くなりになられたとき、または重度障害状態に該当されたと認められた月の分から、障がいのある方の終身にわたり一定額の年金をお支払いする制度です。 《年金額》 一口 20,000円（※二口まで加入可）	い すいしんか 生きがい推進課 098-917-5341

	名称	内容	お問合せ先
貸付	せいかつふくしきんかじつけ 生活福祉資金貸付	日常生活を送る上や自立した生活を行うために一時的に必要であると見込まれる費用を貸付します。	なんじょうししゃいふくきょうぎかい 南城市社会福祉協議会 098-917-5692
就労	障害がある方を 対象とした 職業訓練	就労に必要な知識や技能を修得するための様々な訓練コースがあります。	なは ハローワーク那覇 098-866-8609
その他	ふれあい案内	電話帳の利用が困難な方（視覚・上肢障害、知的・精神障害）を対象に、無料で電話番号をご案内します。※事前に登録が必要です。	NTT 0120-104174
	しゅわつうやくせつち はけん 手話通訳設置・派遣	聴覚または言語機能障害の方の市役所での手続きのお手伝いや、日常生活の相談に応じます。	い すいしんか 生きがい推進課 098-917-5341

◎南城市の相談窓口（虐待・自殺対策など）

名称	相談内容	お問合せ先
相談支援事業所 野の花	日常生活の困りごとや福祉サービスの利用手続きなど、障がい児や障がい者及びそのご家族、虐待の通報など様々な相談に応じます。	南城市大里字仲間1124番地1 Tel 098-880-0576 (平日 9時00分～17時00分)
こころとからだの 健康相談	病気、家族の問題、借金問題など様々な問題で自死を考えてしまう方に対し、専門員がお話を聞き、不安や悩みの解決支援を行ないます。	
南城市役所 生きがい推進課 (障がい福祉係)	障がい児や障がい者の虐待に関する通報や各種相談、行政機関や民間事業所から受けた不当な扱いや、配慮のない対応について相談に応じます。	南城市佐敷字新里1870番地 Tel 098-917-5341 (平日 8時30分～17時15分)
社会福祉法人ニライカナイ 障がい者支援 鵜生の叢	平日の時間外、土日祝祭日における障がい児や障がい者の虐待に関する通報に応じます。	南城市大里字大城1388番地の1 Tel 098-946-7177 (平日時間外、土日祝祭日)

◎沖縄県の相談窓口

精神科救急情報センター	098-889-8893	(平日)17:00~1:00 (土日祝日)9:00~1:00
医療安全相談センター	098-866-1260	(月~木)9:00~17:00
障害者 110番	098-851-3910	(平日)8:30~17:30
ひきこもり電話相談 来所相談	098-888-1455	(平日)10:00~12:00 13:00~17:00
こころの電話相談	098-888-1450	9:00~11:30 (火・土日 13:00~17:00 祝日除く) 来所相談有 (予約制)
沖縄いのちの電話	098-888-4343	年中無休 10:00~23:00
沖縄県発達障がい支援 センター がじゅま〜る	098-982-2113	(平日)9:00~17:00
おきなわ子ども虐待 ホットライン	098-886-2900	(平日)17:30~翌8:30 (土日祝)24時間受付

メモ